

公益財団法人横須賀市健康福祉財団役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、財団の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員等に対し、理事会、監査又は評議員会への出席による業務執行に際し、日当を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金等その他前項に定めるもの以外の報酬は、これを支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、財団職員並びに横須賀市の常勤特別職員及び一般職員に対する報酬は、これを支給しない。

(報酬の金額)

第3条 前項に規定する役員等としての業務執行にかかる報酬の金額は、執行1日につき13,000円とする。

(財団職員兼務役員への給与等の支給)

第3条の2 財団職員兼務役員の給与等は、財団職員給与基準等の規定により支給する。

2 財団職員兼務役員の賞与は、財団賞与支給基準の規定により支給する。

(費用)

第4条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

2 交通費は、公共交通機関を利用した場合の実費を支給する。

3 前2項の費用は、報酬と明確に区分されるものとする。

(支払方法)

第5条 役員等に対する報酬及び費用は、その金額を現金で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に対する報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第6条 この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、財団の設立の登記のあった日から施行する。

附 則

第3条の2の規定は、平成29年6月定時評議員会で決議された日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。